

平成29年度第1回米子市指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 平成29年10月13日（金） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所本庁舎3階 第2応接室

3 出席者

委員

細田委員、高橋委員、湯原委員、和田委員、安田委員、湯浅委員、林委員

所管部局

大塚経済部長、商工課職員

事務局

菅原総務部長、総務管財課職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員紹介及び委嘱状交付]

[3 総務部長あいさつ]

[4 正副委員長互選]

委員の互選により、委員長に高橋委員が、副委員長に関委員が、それぞれ選出された。

[5 委員長あいさつ]

[6 諮 問]

経済部長が委員長に市長所管施設の諮問書を手渡し、選定委員会に対する諮問を行った。

[7 運営方法確認]

選定委員会の所管事項・審議方法、会議の非公開、会議情報の外部漏洩の禁止、利害関係者との接触の回避について確認が行われた。

【質疑等】

特になし。

[8 議 事]

(1) 指定管理者制度の概要について

事務局が、指定管理者制度の概要を説明した。

【質疑等】

(委員長) 指定管理者の選定方法に、「公募によらないで、特定の法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。」とあるが、その要件は、どこかに例示してあるのか。

(事務局) 特に例示はしておらず、資料にあるように、「市の施設の設置の目的を効果的に達成するためには当該市の施設の管理を特定の法人等に行わせる必要があると認

めるとき」とだけ定めている。本市の現状としては、経費の面で著しく有利であるとか、特定の法人のノウハウ等をもってしなければ効率的な管理運営ができないとか、専門性を有する職員が必要であって特定の法人でないと管理運営が困難であるといったような事例がある。

(委員長) 公募によらない選定の要件について、市民に対して説明できるように、どこかに例示的に定めておけば良いと思う。

(和田委員) 勤労者体育センター（以下「センター」という。）の指定管理者については、以前の選定時も公募ではなく特定の法人等の選定だったのか。

(事務局) 過去2回の選定において、いずれも公募によらず、ファミリーイナダを選定した。

(委員長) センターのすぐそばに、ファミリーイナダが運営する「シャトーおだか」があり、そのフロントに管理業務を任せるのが非常に効率がいいだろうという意味から、特定の法人等の選定という形になったように覚えている。他の法人等であれば、施設に職員を常駐させなければならず、大変であろう。そういう状況も、今の選定方法の必要性の中の一つである。

(2) 指定管理者候補者案選定対象施設について

所管部局が、指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法を説明した。

【質疑等】

(湯原委員) 評定について、相対評価と絶対評価があるということだが、同一の法人についての相対評価というのは、なかなか難しい面があると思うが。

(事務局) 今回、現行の指定管理者をそのまま継続して選定するというものであるので、まず、平成29年度までの指定管理者としてのファミリーイナダの管理水準を「普通」とし、それに対する平成30年度からのファミリーイナダの事業計画等の内容を比較し、従前の管理水準より優れているところや劣っているところを評価するものである。従前どおりの計画であれば「普通」という評定になるし、従前より何か優れている計画、新しい計画があつて、プラス評価ができるのであれば、「やや優れている」又は「優」という評定になる。また、これまで行われていたことが行われなくなるなど、事業計画が従前の管理水準より劣っているのであれば、「やや劣っている」又は「劣」という評定になる。

(委員長) 確かに、相対評価というのは難しいところがあるが、その（事務局の説明の）とおり全て「普通」の評定となっているという格好か。

(所管部局) そのとおり。

(委員長) 評定票を見ると、淡々と仕事をしていくということになるが、何か優れているところや劣っているところはないのか。

(所管部局) 先ほど説明したとおり、センターの利用者の3割が地元住民であり、7割はその他の利用者ということであるが、センターは、かなり古い施設であり、立地条件もあまり良くない。文面に表していないが、実質7割の地区外利用者を集めている点において高く評価している。また、ファミリーイナダは、大高公民館の協

議会との定期的な意見交換を行ったり、センターとは関係ないが、シャトーおだかの「農園レストラン」で使用する食材を近隣の農家から仕入れたりしているなど、地元との非常に良好な関係を築いている。利用者アンケートは取っていないが、商工課に苦情等が届いてこないというのは、ファミリーイナダが良好な管理運営を行っているからであると評価している。

(委員長) 大高地区の利用者が3割で、7割は県外の利用者とかいうことではなくて、米子市の中の大高地区以外の利用者ということか。

(所管部局) そのように捉えてもらってよい。

(湯浅委員) 今後1年間でセンターの廃止を検討することについて、そういう計画があることは分かっているけど、地元が納得するかどうか疑問であり、道筋を考えておかないといけない。

(所管部局) 公民館長、自治連合会長、自治会長にも説明したが、センターの老朽化の度合いも承知されており、特に強い反対というものはなかった。ただ、避難所指定をどうするかという話や、他用途で利用してはどうかという意見もあった。耐震(改修)していない中で、体育館としての存続は困難であるという市の方針はあるが、他用途での利用も含めて協議し、地元の理解が得られるよう、1年間やっていきたい。

(湯浅委員) 指定管理の話とは関係ないが、センターが避難所であって良かったという話もある。その辺の心配も確かにある。

(委員長) センターが廃止されても、利用者が同じような時間や距離で行けるような体育館があるのか。

(所管部局) 全ての中学校区単位には地区体育館があるし、近年は、学校の体育館の地元開放ということもやっている。これに加えて、大高地区にはセンターがあり、他の地区よりも公的な体育館が一つ多いという感覚である。センターを廃止して困られる方は当然あると思うが、他地区と同じ水準のものは残っている。

(委員長) センターの廃止ということになれば、ホームページへの掲載や告示だけではなく、なるべく早く文書による周知を図る必要があると思う。

(所管部局) 廃止を含めた方針で今後1年間協議させてほしいということは、大高地区以外ではまだ周知ができていないが、大高地区では全自治会での文書の班回覧により周知している。

(委員長) 利用者の7割が地区外から来るのであれば、センターに掲示したり、周知文書を置くようにすれば、知らなかったと言われなくなると思う。

(所管部局) その辺りも十分周知するよう心掛けたい。

(委員長) センターを廃止するに当たっては、その後どのように対処するかということを考えておかないといけないと思う。

(和田委員) 利用料収入があるが、これは地元の利用者からも徴収しているのか。

(所管部局) 地元の利用者は無料というような料金制度ではない。

(和田委員) 地元の利用者であろうが県外の利用者であろうが、とにかく共通料金ということか。

(所管部局) そのとおり。

(細田委員) 昭和56年に新耐震の建築基準に変わったので、(センターが)昭和53年建築ということなら、旧耐震の建築基準によるものである。平屋の体育館がそれほどひどい壊れ方はしないと思うが、耐震強度のチェックを行っていないと言われた。そういう中で、おそらく耐震性が弱い施設の管理を指定管理者に委託するというのは、指定管理者側にとっても市側にとっても、結構なリスクを背負うこととなるが、その辺りをどう判断したのか。

(所管部局) 言われるとおり、明日大地震が起きたらどうするかということもあろうかと思う。市の財政的な制約により、必要性の高い施設から順次、耐震改修を行っており、小中学校などは耐震改修を終えたが、第2庁舎はまだ耐震調査を行っていないというような状況である。そういう意味で、センターの耐震調査を行っていないというのは、その必要性の順位が低かったということである。これまで市の内部でも検討を重ね、存続か廃止かといった検討の対象施設になったということもある。また、センターの躯体がかなり傷んでおり、耐震補強するだけでは済まず、実際には建替えに近いような費用がかかるというのが、建築の専門職員の判断である。市の公共施設管理計画の中でも、全体の2割の施設を廃止しなければならないという方針が出ており、今後のセンターの維持管理にかかる経費を勘案し、市としては廃止を検討するという基本方針が決定されたということである。

(細田委員) 子どもの利用は、あまりないのか。

(所管部局) ある。小学校のバレーボール大会などでも利用されている。

(細田委員) 何かあったときに、少し怖い気がする。

(所管部局) 小中学校などでも、施設を使用させながら順次、耐震改修を行ってきたこともあるし、耐震改修していない施設は全部使用させないこととするのは、なかなか難しいという状況である。

(委員長) 1年間何もなく過ぎてくれればいいが。

(所管部局) その辺り、何かあったときに、なぜ使わせていたのかという責任問題も、もちろんあると思う。

(所管部局) かつて公会堂でも、ギリギリのところまで使用させて耐震改修をしたという経過がある。財政上の制約があって、耐震改修していない施設がたくさんあるが、施設の使用を中止した場合の混乱への対処と、細田委員から指摘のあったリスクへの備えについては、ある程度のバランスの中で進めていくということで理解してほしいと考えている。

(委員長) 近くに代替施設があるということなので、財政との兼ね合いが非常に大きいか

と思う。

(3) 指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）について

事務局が、指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）及び関係資料について説明した。

【質疑等】

特になし。

[9 その他]

事務局が、過去の審議案件に関する経過報告を行った。

【報告】

（事務局） 以前、当委員会で審議した案件のうち、米子市勤労青少年ホームに従事する職員の雇用に関する件について報告する。

米子市勤労青少年ホームについては、平成29年度から平成31年度までの3か年の予定で、平成28年度に指定管理者を公募したものであるが、公募の結果、従前の指定管理者と新規の事業者の2社からの応募があり、選定の結果、新規の事業者が指定管理者として選定された。

選定に当たっては、指定管理者候補者選定基準・評定票に基づき評定を行っているが、この評定項目の中に、「安定的なサービス提供のために、職員の継続雇用及び労働条件を維持する意思があるか。」という項目がある。これは、選定の時点で施設で働いている職員を、指定管理者の更新後も引き続き雇用する意思があるかどうかを評価するものである。

この項目については、応募があった両社とも、提出された事業計画の中で、その時点では全員を雇用する意思があるとのことであったので、両社とも10点満点の評価を受けた。

この事業計画に基づき、選定された事業者は当時勤務していた職員全員に対し、雇用を前提とした面接、書類選考等を行ったが、審査の結果、対象者のうち1名については、会社の採用基準に合致しないとの理由で不採用となった。

この結果について、市民の方から事業者と市に対して、事業計画や当日の会議概要の中では全員雇用とはっきりうたっているのにおかしいのではないかと、また、市が4月にこの会議概要を補筆修正しているが、このことについても不適切との趣旨の申し立てをいただいているところである。

この継続雇用に関する評定項目については、指定管理者制度の導入当時、市の施設を管理運営していた市の外郭団体の職員の雇用安定のため、指定管理者が新たな事業者となった場合でも、引き続き従事している外郭団体の職員を雇用し、労働者に不利益が生じないようにという配慮から設けられたものである。それから後、指定管理者の更新が行われ、当初の目的の必要性が薄れたため、当委員会からの指摘もあり、平成19年に一旦、この項目は廃止となったが、平成22年に利用者サービスの継続性を重視し、熟練した人材の確保、雇用の安定への配慮などの目的で、この項目を再度設けることとした。

ただ、職員の雇用に当たっては、現行職員の雇用を強制するものではなく、企業の自発的な意思を評価するものとしており、最終的に雇用するか否かの判断において、企業の裁量は認められるべきというのが現在の市の方針である。

このような市の考え方について申立人に説明したが、ご理解はいただけなかった。

また、市がホームページで公開している当委員会の会議概要の内容を補筆したことについては、先ほどの継続雇用に対する市の考えかたが、委員会での議論を行う上での市と委員の皆様との共通認識であるとの認識から、その部分を明確に

するために、その部分を明確にするために、そのような「雇用する」という表現を「雇用する枠がある」という趣旨であるとの補足説明を赤字で加えたものである。

しかしながら、この中にも当時の会議に出席していた委員もおられるが、当時の会議では、委員の皆様は100%継続雇用されることを前提として発言されていたのではないかと、さらに単なる語句の補足ではなく、取りようによっては意味が変わってしまうような修正を、事務局の職権で行ったことは不適切ではないかとの指摘をいただいた。また、当時出席していた複数の委員からも同様のご意見をいただいている。

このような食い違いが生じた原因としては、今まで同様のケースでは実際に100%雇用されていたため、審議の時には今回のような例外的な事例を想定しておらず、今回のケースのように場合によっては採用しないこともあり得るとの市の基本的な考え方の説明を所管部局、事務局ともしていなかったことや、補足に当たっては、市の発言だけではなく、委員の発言についても機械的に補足しており、そのニュアンスについての発言者本人への確認を怠っていたことが原因となっている。

従って今回、改めてこの問題に係る委員の皆様の考え方を確認した上で、加筆した会議概要の内容については、今後、適切な対応を取っていきたいと考えている。

併せて、今日、例外的に起こった事案の取扱い、また、評定の中の継続雇用のあり方についてどのように評価すべきか、市としても改めて検討してみたいと考えているので、皆様の忌憚のない意見を聞かせてもらえたらと考えている。

【質疑等】

(委員長) 簡単に言うと、市が出した募集要項に「配慮する」と書いてあるようなこと、あるいは評定は「意思があるか」で、(事業計画では)「予定している」という回答があったと。厳密な言葉の意味でいうと、その辺に微妙なズレはあると。ただ委員会のときには、過去の流れの中で100%採用されていたから、また100%採用して流れていくのであろうということはあるけれども、たまたま指定管理者として指定された会社が採用面接を行ったときに、1人だけ採用基準に合わないからということになった。

(細田委員) それでも、今後こういう継続雇用にかかわる審議が必要な場合に、委員がどういふコンセンサスでやっていくかということは、どこかで決めないといけないのでは。

(事務局) そうである。

(委員長) だから今までは、まあ100%そう(雇用される)であろうとみんなが流れてしまったというところだけど、こういうことがあったと。

(細田委員) 私、今回初めて(の出席)だが、やはりあくまで民間企業に契約してもらうということは、やはりその裁量というものも、こちらが強く、継続(雇用)100%だ、(職員を入れ替えた場合は)後でモニタリングだというのは、少し出過ぎた真似なのではないかと私個人的には思う。

(委員長) 微妙なところがある。

(湯浅委員) 法的には絶対採用しなければならないということはないと思うが、ただしこの

委員会の認識が、今までのよう（結果的に全員雇用）だったから全員雇用、継続雇用だという認識であったというのを、何とか改めないといけないというのが一つと、それから問題、これ（会議概要の修正）は職権ではできないのではないかと。これは出過ぎた真似で、信頼を損なうものになるので、このようなことはやめたほうが良いと思う。

（細田委員）（会議概要の）追記のことか。

（事務局） その中身についても、そういった（当時の委員の）認識であるということで、適切な対応を取るよう内部で検討して、次回に報告させてもらいたいと思っている。

（委員長） そうすると、例えば募集要項なども変わって、「配慮する」とか「想定している」というような言葉、厳密に注釈を付けなければならなくなるか。

（事務局） ただ全ての場合を網羅するような表現とすることは不可能なので、ではその評定のあり方をどうするのかというところまで及んで来る可能性がある中で、ファジーな部分の点数化は非常に難しいと考えている。だからその点も含めて、少し議論をしてもらえたらと思っているし、こういった捉え方によってはいろいろな考え方がある項目については、評定をして審議してもらって段階で十分にその趣旨を説明して、共通認識を改めて持ってもらった上ですべきと考えている。

（委員長） その辺のことも含めて、次回は関委員からもそういう意見が出るであろうし、その辺の議論はまた、（次回の）審議、答申が終わった後にということで。次回意見をもらって、委員会と市とで今後のことも含めて協議したいと思う。

次回の会議は、10月27日（金）に開催することが確認された。

[10 閉 会]